

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月14日

【事業年度】 第60期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 ソントン食品工業株式会社

【英訳名】 SONTON FOOD INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石川 紳一郎

【本店の所在の場所】 東京都文京区千石四丁目39番17号

【電話番号】 東京(03)5976—5731番

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 西 康 隆

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区千石四丁目39番17号

【電話番号】 東京(03)5976—5731番

【事務連絡者氏名】 専務取締役管理本部長 西 康 隆

【縦覧に供する場所】 ソントン食品工業株式会社大阪支店  
(大阪府茨木市白川一丁目1番44号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第60期(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)の有価証券報告書の一部に記載漏れがありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

##### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(会社機関の内容及び内部統制システムの整備の状況)

(訂正前)

①～④ (省略)

(訂正後)

①～④ (省略)

⑤ 当社の取締役は、13名以内とする旨定款に定めております。

⑥ 当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

⑦ 当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。